

## 独立行政法人福祉医療機構 一般事業主行動計画

仕事と子育ての両立を図り、また、女性が活躍できる環境を整備することにより、すべての機構職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間

### 2. 内 容

目標1：出産や育児に関する支援制度の更なる周知を行う。特に、男性の育児休業の取得等を促す令和4年4月より段階的に施行される改正育児・介護休業法の内容について職員の理解が深まり、制度を必要とする職員が利用しやすい環境づくりを促進する。

#### <対策>

令和3年度～ 現状のイントラネットに掲載されている制度案内を改訂のうえ再周知するなど、引き続き制度の啓発に努める。併せて両立支援の内容について社内報等により職員に周知する。

目標2：産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談窓口の利用状況等を把握し、改善点がないか検討する。

#### <対策>

令和3年度～ 現状の相談窓口の利用状況等を把握し、必要に応じ、より利用しやすい体制を整備する。

目標3：キャリア形成に関する研修を実施し、その受講割合を男女ともに対象者の70%以上とする。

#### <対策>

令和3年度～ キャリア形成に関する研修を企画、実施する。

目標 4 : 年度に付与された年次有給休暇日数のうち、60%以上を取得する。

<対策>

令和3年度～ 年次有給休暇の取得促進を図るため、キャンペーンの実施、計画年休管理表の提出、取得状況の会議体への報告などにより、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

【備考】

目標 1、2 : 次世代育成支援対策推進法に基づく

目標 3、4 : 女性活躍推進法に基づく